掲 示 第 １ １ １ 号

保税蔵置場の許可の失効について

関税法第４７条第２項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和 8 年 11 月 9 日

大阪税関長　　花 尻　　卓

記

（保税蔵置場）

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の外国貨物の搬出期限	許可失効年月日
株式会社ＫＳＡインターナショナル 京都府京都市中京区壬生高樋町１３番地	株式会社ＫＳＡインターナショナル　第１ 京都府京都市伏見区中島鳥羽離宮町６３番地	廃業	―	令和8年 10月31日